

## 規程第 6 号

### 地方独立行政法人岡山県精神科医療センターにおける岡山県行政情報 公開条例の施行に関する規程

#### (趣旨)

第 1 条 この規程は、岡山県行政情報公開条例（平成 8 年岡山県条例第 3 号。以下「条例」という。）第 16 条の規定による公文書（以下この規程において「文書等」という。）の写しの交付に要する費用の額及び条例第 35 条の規定による地方独立行政法人岡山県精神科医療センター理事長（以下「理事長」という。）が保有する文書等の開示に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (開示の請求書)

第 2 条 条例第 6 条第 1 項に規定する請求書は、文書等開示請求書（様式第 1 号）によるものとする。

#### (決定の通知)

第 3 条 条例第 11 条第 1 項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。ただし、前条の請求書を受領した日に第 1 号に掲げる決定をした場合において、その日に当該決定に係る文書等を開示するときは、同号に定める通知書に代えて口頭により通知することができる。

(1) 文書等の全部を開示する旨の決定 文書等開示決定通知書（様式第 2 号）

(2) 文書等の一部を開示する旨の決定 文書等一部開示決定通知書（様式第 3 号）

2 条例第 11 条第 2 項の規定による通知は、文書等非開示決定通知書（様式第 4 号）により行うものとする。

#### (決定期間延長等の通知)

第 4 条 条例第 12 条第 2 項の規定による通知は、決定期間延長通知書（様式第 5 号）により行うものとする。

2 条例第 12 条第 3 項の規定による通知は、決定期間特例延長通知書（様式第 6 号）により行うものとする。

#### (事案移送の通知)

第 5 条 条例第 13 条第 1 項の規定による通知は、事案移送通知書（様式第 7 号）により行うものとする。

#### (第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第 6 条 条例第 14 条第 1 項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

(3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第 14 条第 2 項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例第 14 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由

(2) 前項各号に掲げる事項

3 条例第 14 条第 1 項又は第 2 項の規定による通知は、文書等の開示に係る意見照会書（様式第 8 号）により行うものとする。

4 条例第14条第1項又は第2項の意見書は、文書等の開示に係る意見書（様式第9号）によるものとする。

5 条例第14条第3項の規定による通知は、文書等開示決定に係る通知書（様式第10号）により行うものとする。

（電磁的記録の開示方法）

第7条 次の各号に掲げる電磁的記録についての条例第15条の実施機関が定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

（1）ビデオテープ又は録音テープ 視聴若しくは聴取又は複製物の交付の方法

（2）前号に該当するもの以外の電磁的記録 当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付の方法

2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を保有する処理装置及びプログラムにより専用機器に出力したものを閲覧させ、若しくは視聴させ、又はフロッピーディスク若しくはその他の電磁的記録媒体に複写することが容易であるときは、当該電磁的記録の閲覧若しくは視聴又は当該複製物の交付により開示を行うことができる。

（開示の実施）

第8条 文書等の全部又は一部を開示する旨の決定の通知を受けたものは、地方独立行政法人岡山県精神科医療センター理事長（以下「理事長」という。）が指定する日時及び場所において、当該決定に係る文書等の開示を受けなければならない。

2 前項の場合において、文書等を閲覧するものは、当該文書等を丁寧に扱うこととし、それを改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。

3 理事長は、前項の規定に違反したもの又は違反するおそれのあるものに対して、文書等の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

4 文書等の写しの交付の部数は、文書等一件につき一部とする。

（文書等の写しの交付に要する費用の額等）

第9条 条例第16条の実施機関が定める額は、別表に定めるとおりとする。

2 文書等の写しの交付に要する費用は、前納とする。

（審査会に諮問をした旨の通知）

第10条 条例第18条の規定による通知は、諮問通知書（様式第11号）により行うものとする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

